

出納事務局における随意契約の実績（令和8年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	会計課	領収済通知書 等収納データ 作成業務	令和8年4 月1日	4,818,000	(株)沖縄銀行	沖縄県那覇市久茂地3丁 目10番1号	第167条の2 第1項第2号	領収済収納金の収納消込の省略化・迅速化かつ正確化を図るため委託する必要がある、情報セキュリティの確保及び事務効率化の観点から指定金融機関及び指定代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に委託することが最適である。 また、本業務において作成する収納データは、各収納代理金融機関窓口において納付された歳入に係る領収済通知書から作成する以外に、指定金融機関等にある会計管理者口座へ直接振り込まれる歳入(国庫支出金や地方交付税など)についても作成する必要があるため、会計管理者口座を管理している指定金融機関等と契約する必要がある。	特命随意 契約
2	会計課	領収済通知書 等収納データ 作成業務	令和8年4 月1日	4,818,000	(株)琉球銀行	沖縄県那覇市久茂地1丁 目11番1号	第167条の2 第1項第2号	領収済収納金の収納消込の省略化・迅速化かつ正確化を図るため委託する必要がある、情報セキュリティの確保及び事務効率化の観点から指定金融機関及び指定代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に委託することが最適である。 また、本業務において作成する収納データは、各収納代理金融機関窓口において納付された歳入に係る領収済通知書から作成する以外に、指定金融機関等にある会計管理者口座へ直接振り込まれる歳入(国庫支出金や地方交付税など)についても作成する必要があるため、会計管理者口座を管理している指定金融機関等と契約する必要がある。	特命随意 契約
3	会計課	沖縄県証紙の 印刷	令和8年4 月1日	7,820,615	(独)国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁 目2番3号	地方自治法 第167条の2 第1第2号	独立行政法人国立印刷局は高度な偽造防止が求められる印刷(紙幣、印紙、切手、パスポート等の印刷)を行うために設立された全国唯一の印刷所であり、また、沖縄県証紙の製造印刷の原版等の権利を所有しているため。	特命随意 契約